

財産形成年金預金〔年金財形〕

平成28年2月25日現在

商品名 (愛 称)	財 産 形 成 年 金 預 金 〔 年金財形 〕														
ご利用いただける方	・財産形成預金取扱契約先企業勤務で契約時満55歳未満の勤労者のお客さま。 ・おひとり1契約で、1金融機関に限ります。														
預入期間	・積立期間5年以上（年1回以上の預入が必要です） ・年金受取り開始日までに、最終預入日から6ヵ月以上5年以内の据置期間が必要です。 ・積立期間及び据置期間内での払戻しはできません。														
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・給与または賞与からの天引き預入。 預入ごとに定期預金を作成します。 ・1回1,000円以上 ・1,000円の整数倍														
払戻方法	・満60歳に達した日以後、5年以上20年以内の期間にわたり、3ヵ月ごとにご指定の口座に振込みます。														
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・預入時の店頭表示の利率を適用します。 ・個別の定期預金ごとに、満期時に一括して支払います。 ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で1年ごとの複利計算とします（ただし、年単位とならない預入日数については、1年を365日とする日割計算による年複利計算とします）。														
税 金	・財産形成住宅預金と合算で、550万円を限度として非課税とすることができます。 ・上記非課税限度を超える場合、支払われるお利息は利子所得として20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%、地方税5%）が源泉徴収され、源泉分離課税となります。														
手数料	—														
付加できる 特約事項	・マル財のお取扱いができます。														
中途解約時 のお取扱い	・年金以外で払戻しされるときは、過去5年にわたる利息及び解約利息について課税されます。 ただし、年金の払戻し開始後5年超の場合には解約利息のみに課税されます。 ・個別の定期預金ごとの解約が満期日前になる場合は、次の預入期間に応じた期限前解約利率（小数点第3位以下切捨て）によって、1年複利の方法により計算した利息とともに支払います。 <table border="1"> <tr> <td rowspan="6">預入 期 間</td><td>6ヵ月未満</td><td>解約日の普通預金利率</td></tr> <tr> <td>6ヵ月以上1年未満</td><td>2年以上利率×40%</td></tr> <tr> <td>1年以上1年6ヵ月未満</td><td>2年以上利率×50%</td></tr> <tr> <td>1年6ヵ月以上2年未満</td><td>2年以上利率×60%</td></tr> <tr> <td>2年以上2年6ヵ月未満</td><td>2年以上利率×70%</td></tr> <tr> <td>2年6ヵ月以上3年未満</td><td>2年以上利率×90%</td></tr> </table>		預入 期 間	6ヵ月未満	解約日の普通預金利率	6ヵ月以上1年未満	2年以上利率×40%	1年以上1年6ヵ月未満	2年以上利率×50%	1年6ヵ月以上2年未満	2年以上利率×60%	2年以上2年6ヵ月未満	2年以上利率×70%	2年6ヵ月以上3年未満	2年以上利率×90%
預入 期 間	6ヵ月未満	解約日の普通預金利率													
	6ヵ月以上1年未満	2年以上利率×40%													
	1年以上1年6ヵ月未満	2年以上利率×50%													
	1年6ヵ月以上2年未満	2年以上利率×60%													
	2年以上2年6ヵ月未満	2年以上利率×70%													
	2年6ヵ月以上3年未満	2年以上利率×90%													
金利情報の 入手方法	・金利は店頭の電子掲示板または窓口へご照会ください。														

苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または本部事務管理部（9時～17時、電話：0120-778-211）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517 - 5825）にお申し出ください。 また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務管理部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考 となる事項	・預金保険機構の付保対象預金です。詳細につきましては、店頭に掲示の「預金に関する重要事項のお知らせ」もしくは「預金保険制度」のポスターを参照願います。

北 群 馬 信 用 金 庫